

土砂災害の知識

土砂災害防止法

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命・身体を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅などの新規立地の抑制などの対策を推進するための法律です。

土砂災害(特別)警戒区域とは

◆ 土砂災害警戒区域

崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域

◆ 土砂災害特別警戒区域

崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

土砂災害警戒情報

大雨警報の発表中に、京都府と京都地方気象台が共同で作成・発表する情報です。大雨によって土砂災害発生危険性が高まった時に土砂災害警戒情報を発表します。大雨が降った時は、テレビ・ラジオ・インターネットなどで気象情報をチェックし、土砂災害にも注意しましょう。

- ◎ 気象庁キキクル (危険度分布)
URL <https://www.jma.go.jp/bosai/risk>
- ◎ 京都地方気象台
URL <https://www.jma-net.go.jp/kyoto/>
- ◎ きょうと危機管理 WEB
URL https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/dis_portal/
- ◎ 京都府マルチハザード情報提供システム
URL <http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>
- ◎ 京都府土砂災害警戒情報
URL <https://d-keikai.pref.kyoto.jp/Top.aspx>

土砂災害の知識

台風や集中豪雨、地震などにより、いろいろな土砂災害が予想されます。特に造成地や、河川敷、山岳地帯などでは、十分な警戒が必要です。土砂災害警戒情報に注意しましょう。

がけ崩れ

急な斜面が大雨等によって緩み、突然崩れ落ちる現象です。



土石流

谷や溪流から、土砂や石、木を含んだ濁流が、すごい勢いで押し流される現象です。



地滑り

比較的広い範囲にわたり雨水を含んだ土地が、ゆっくりと動き出す現象です。



土砂災害の前兆現象

土砂災害のほとんどは、梅雨や台風の時期に発生しています。長雨や大雨により地面に大量の水が染み込み、弱くなった斜面が崩れるためです。それらの前兆となる現象を理解しておきましょう。

がけ崩れの前兆現象

- ・崖から小石がパラパラと落ちてくるようになったとき
- ・崖から水が湧き出てきたとき
- ・崖に割れ目ができたとき



土石流の前兆現象

- ・「山鳴り」といって、山全体がうなるような音がするとき
- ・川の流が濁ったり、流木が混じっているとき
- ・雨が降り続けているのに、川の水が減っているとき



地滑りの前兆現象

- ・井戸の水が濁ったとき
- ・地面がひび割れたり、一部が陥没あるいは隆起したとき
- ・池や沼の水の量が急激に変化したとき



避難施設

避難施設一覧

避難収容施設の名	所在地	電話番号	地震	風水害	洪水	土砂災害
木津区域						
木津小学校	木津町内垣外95	0774-72-0038	●●●			
相楽小学校	相楽清水1	0774-72-0221	●●●			
高の原小学校	兜台四丁目4-1	0774-72-8737	●●●			
相楽台小学校	相楽台五丁目17-1	0774-72-4005	●●●			
木津川台小学校	木津川台二丁目4	0774-73-2418	●●●			
梅美台小学校	梅美台四丁目26	0774-73-6421	●●●			
州見台小学校	州見台一丁目32	0774-72-9237	●●●			
城山台小学校	城山台六丁目1-1	0774-71-3900	●●●			
木津中学校	相楽高下4-8	0774-72-0007	●			
木津第二中学校	兜台六丁目1	0774-72-8734	●			
木津南中学校	州見台四丁目26	0774-71-0850	●			
木津幼稚園	木津田中前30	0774-72-0101				
相楽幼稚園	相楽清水1	0774-72-1822				
高の原幼稚園	兜台四丁目4-2	0774-72-6658				
木津保育園	木津白口65	0774-72-6079				
相楽保育園	相楽片田5	0774-72-4293				
清水保育園	木津清水123-2	0774-72-5543				
相楽台保育園	相楽台二丁目11	0774-72-3982				
木津老人福祉センター	木津川端19	0774-72-5532				
女性センター	相楽台四丁目3	0774-72-7719				
相楽療育教室	木津清水27-11	0774-72-0001				
木津人権センター	木津清水107-1	0774-72-3522				
中央交流会館	木津宮ノ内92	0774-72-8800		●	●	
西部交流会館	相楽高下4-9	0774-73-6888				
東部交流会館	木津宮ノ堀149	0774-71-8130				
木津児童館	木津清水27-4	0774-72-4700				
市民スポーツセンター	木津田中前40-1	0774-72-7983				
中央体育館	木津石塚147	0774-73-2323				
木津保健センター	木津清水27-24	0774-72-3354				
木津高等学校	木津内田山34	0774-72-0031				
南陽高等学校	兜台六丁目2	0774-72-8730				
同志社国際学院初等部	木津川台七丁目31-1	0774-71-0810				
同志社大学快風館	木津川台四丁目1-1	0774-65-6040				
イオンモール高の原	相楽台一丁目1-1	0774-75-2500				
アルプラザ木津	相楽城西15	0774-71-5800				
ハーベス木津川台	木津川台一丁目12-1	0774-73-6460				
PLANT木津川店	城山台二丁目1	0774-75-2180				
パロー木津川店	梅美台一丁目1-1	0774-75-2666				
ガーデンモール木津川	州見台一丁目1-1	0774-71-9846				

避難収容施設の名	所在地	電話番号	地震	風水害	洪水	土砂災害
加茂区域						
加茂小学校	加茂町里西上田11-1	0774-76-2102	●●●			
恭仁小学校	加茂町例幣中切31.32	0774-76-2103	●●●			
南加茂台小学校	南加茂台十二丁目11	0774-76-3400	●●●			
泉川中学校	加茂町大野烏田75	0774-76-2101	●			
いづみ保育園	加茂町里西烏口95	0774-76-2130				
南加茂台保育園	南加茂台三丁目2	0774-76-5965				
小谷児童館	加茂町北小谷55-2	0774-76-4415				
加茂人権センター	加茂町北小谷55-2	0774-76-3680				
南加茂台公民館	南加茂台五丁目2-3	0774-76-5959				
当尾の郷会館	加茂町辻下垣外16	0774-76-2234	●●●			
加茂保健センター	加茂町里南古田24	0774-76-0910				
加茂青少年センター	加茂町里中森101	0774-76-6900				
加茂青少年山の家	加茂町尻枝七辻15-1	0774-76-3130	●●●			
文化財整理保管センター分室	加茂町岡崎考28	0774-76-6377				
加茂文化センター	加茂町里南古田156	0774-76-4611				
文化財整理保管センター	南加茂台六丁目18	0774-76-6377				
加茂ふれあいセンター	南加茂台六丁目3	0774-76-4338				
喜多重機業(街荘・グラウンド)	加茂町岡崎下平岡	072-252-1300(代)				
山城区域						
上粕小学校	山城町上粕学校1	0774-86-2002	●●●			
棚倉小学校	山城町綺田局塚14	0774-86-2513	●●●			
山城中学校	山城町椿井柳田33	0774-86-2001	●●●			
やましろ保育園	山城町北河原古屋敷41-1	0774-86-4843				
山城老人福祉センター(やすらぎ苑)	山城町椿井北代100	0774-86-3551				
山城保健センター	山城町椿井北代102	0774-86-4151				
山城総合文化センター(アスピアやましろ)	山城町平尾前田24	0774-86-5851				
山城支所別館	山城町上粕北の場3-1	0774-86-2300				

- 震度5強～6弱、■ 震度6以上の地震発生時の避難所
- 風水害時の避難所 ● は校舎が避難所
- 洪水・氾濫時に追加する避難所
- 土砂災害(土砂災害警戒区域等)時の避難所

指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、速やかにその危険から逃れ自らの生命を守るために、一時緊急的に避難する場所として、災害の種別ごとに市が指定する施設等で小・中学校のグラウンドや公園、駐車場等を指定しています。

※各指定避難所等の対象地域は、「小学校区」を基本としています。しかし、お住まいの場所からの避難のしやすさや災害の状況によっては、その他の避難施設に避難する方が望ましい場合もあります。

■ 防災訓練への参加

いざというときのために防災訓練に参加し、災害時の行動を確認しましょう。

■ 水害等避難行動タイムラインの確認

タイムラインを作成している地域は、事前に避難スイッチやセカンドベストなどを確認しましょう。

指定避難所

災害時、避難した方が災害の危険性がなくなるまでの間に滞在し、または災害による被害で家に戻れなくなった住民等が一定期間その生活のために滞在する、市が指定する施設。

福祉避難所

高齢者や身体障害者等の要配慮者で、避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所です。福祉避難所へは受け入れの可否を確認後になりますので、まずは開設中の避難所へ行って下さい。

■ 被災箇所などを発見したら

地震・大雨などの災害による被災箇所または災害発生のおそれのある箇所を見つけたときは、速やかに危機管理課へ連絡してください。